

電気通信市場検証会議（第45回） 議事録

- 1 日時：令和7年6月27日（金）13:00～14:15
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員（五十音順）
浅川構成員、荒牧構成員、大橋座長、高口構成員、田平構成員、
永井構成員、西村構成員、林座長代理、森構成員
 - ・ 総務省
湯本総合通信基盤局長、大村電気通信事業部長、
飯村事業政策課長、井上料金サービス課長
渡部事業政策課市場評価企画官、水本事業政策課課長補佐、
関本事業政策課課長補佐、石田事業政策課専門職
- 4 議事

【大橋座長】 皆さん、こんにちは。お昼明けのお時間にもかかわらず、大変お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから電気通信市場検証会議第45回会合を開催いたします。本日は、佐藤構成員、中尾構成員が御欠席、浅川構成員が途中からの退室と伺っています。本日の議事は、ウェブ会議形式により、公開にて開催します。

まず、配付資料について、事務局よりお願いいたします。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

本日配付資料が計5点ございまして、資料45-1、45-2、45-3の3点と、参考資料1、2の2点となっています。資料45-1につきましては、一部構成員限りの情報が含まれる資料になりますので、御留意ください。

以上となります。

【大橋座長】 ありがとうございます。

本日ですけれども、議題は2つございますので、早速ですけれども始めさせていただきたいと思います。

議題1は、電気通信事業分野における市場検証（令和6年度）の結果についてということで、こちらをまず事務局から御説明いただいた後、皆さんと討議できればと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

資料45-1に基づきまして、電気通信事業分野における市場検証（令和6年度）の結果について、御説明させていただきます。

1 ページ目をお開きください。本年度の市場検証の全体像を示しております。左半分が市場動向の分析、右半分が業務の適正性等の確認・把握となっております。

左半分の市場動向の分析につきましては、5月9日にアンケート結果などを御報告させていただき、皆様にコメントをいただいたところでございます。特に重点的検証項目であるポイント経済圏と代替性の分析につきましては、コメントを踏まえ、グラフや表現ぶりを修正させていただいております。

右半分の業務の適正性等につきましては、中間報告後に追加した点につきまして、本日、御説明させていただく予定です。

2 ページ目をお開きください。本資料の構成になります。

4 ページ目をお開きください。本年度の重点検証項目である非電気通信サービスの連携による「ポイント経済圏」構築・拡大による移動系通信市場への影響になります。1ポツ目、2ポツ目で、利用者アンケート及び事業者ヒアリングを通じた確認内容を記載させていただいた上で、3ポツ目から5ポツ目において検証結果を取りまとめております。

検証結果につきましては、中間報告から変更はなく、5ポツ目にありますとおり、現時点では、ポイント経済圏によって携帯電話サービスの過度な囲い込みがなされているとまでは言えないが、引き続き状況を注視するとしています。

5 ページ目をお開きください。こちらは、メインで利用している携帯電話の事業者が提供、または連携するサービスを複数利用している者に、利用しているサービスごとに、複数サービスを利用していることが、①メインの携帯電話を契約したことに影響したか、②メインの携帯電話を継続して利用することに影響があるかについて確認したものととなります。この結果につきましては、中間報告でも御説明させていただきましたが、その際に、構成員の先生から2ポツ目の検証結果が分かりやすいようにグラフをまとめるよう御指摘がございましたので、それに対応させていただいたというものになります。

6 ページ目をお開きください。こちらに今年度の代替性の分析手法をまとめております。中間報告の際に、構成員の先生から10%の価格引上げに対して、他の商品に代用することを選択した回答者の割合が10%以上の場合、代替的であると認識されていると評価することについて、様々御指摘をいただきましたが、この手法自体を現時点で変更するところは難しいところがございますので、手法自体は、このままとさせていただきます。

7ページ目をお開きください。固定系ブロードバンドサービス間の代替性になります。1ポツ目で確認内容を記載させていただいた上で、2ポツ目から次のページにかけて、検証結果を取りまとめております。

代替性の評価につきましては、中間報告時の御指摘を踏まえまして、今回の分析手法に基づく場合の代替性の認識の判断であるということが明確になるように、回答割合とそれが10%という基準を上回っているかどうかという点について、明確に記載する方向で表現を修正してございます。その他の部分につきましては、中間報告時から大きな方向性の変化はございません。

9ページ目をお開きください。携帯電話の通話といった従来の通信サービスとOTTサービス間の代替性になります。1ポツ目、2ポツ目で確認・分析内容を記載させていただいた上で、3ポツ目以降に検証結果を取りまとめております。

こちらの代替性の評価につきましても、中間報告時の御指摘を踏まえまして、今回の分析手法に基づく場合の代替性の認識の判断であるということが明確になるように、回答割合とそれが10%という基準を上回っているかどうかという点について明確に記載する方向で表現を修正しています。それ以外の部分につきましては、中間報告時から大きな方向性の変化はございません。

11ページ目をお開きください。例年取りまとめております各検証対象市場の指標になります。移動系通信市場の小売市場につきましては、2ポツ目に記載のとおり、事業者別シェア等を確認したところ、NTTドコモ、KDDIグループ、ソフトバンクのMNO3社の合計のシェアが80%を超えている状況は継続しているところでございます。

楽天モバイルは、MNOとして参入後、2024年度末時点ではシェアが3.2%となっており、前年同期比でシェアが増加するとともに、MVNOのシェアも増加していることから、今後、従来のようなMNO3社が市場の大半を占める状況から変化していくと考えられるとしております。

記載の状況を踏まえまして、最後のポツになりますけれども、移動系通信市場の小売市場につきましては、緩やかに市場規模が拡大を続ける中、MVNOのシェアが拡大しているとしています。

13ページ目から16ページ目にかけて、携帯電話向け通信サービス市場及び通信モジュール市場について記載させていただいているところでございます。

固定系ブロードバンド市場及び固定系超高速ブロードバンド市場の状況につきましては、

17ページ目から20ページ目のとおりとなっています。

21ページ目をお開きください。こちらは、F T T H市場の小売市場の各種指標の状況になります。

22ページ目の最後のポツにありますとおり、F T T H市場の小売市場につきましては、地域ブロックごとに競争状況に差異はあるものの、設備設置事業者別のシェアを見ますと、総じてN T T東西のシェアが高い状態が継続しているといったところでございます。

全国単位ではありますけれども、サービス提供主体別のシェアを見ますと、N T Tドコモがシェアトップでございまして、N T Tグループのシェアが30%を超えているものの、減少傾向は継続しているところでございます。その一方、ビッグロブ、ソフトバンクのシェアが伸びているとまとめています。

I S P市場、固定電話市場、050-I P電話市場の状況につきましては、26ページ目から28ページ目に記載のとおりでございます。

29ページ目をお開きください。市場検証基本方針3(2)のとおり、法人向けサービス市場につきましては、ネットワークの提供に着目し、移動系通信市場と固定系通信市場の双方を検証対象市場とするとともに、ネットワーク単体で提供される場合とネットワークとソリューションがセットで提供される場合があることを想定し、用途ごとの横断的な市場を画定した上で検証対象市場としています。

本年度の市場検証におきましては、用途ごとの横断的な市場として、拠点間通信用途、インターネット利用用途、音声通話用途、I o T機器接続用途の4種類の用途ごとの市場に関する検証を行いました。それぞれの市場におきまして、市場動向に関する指標、法人向けサービスの供給側の動向に関する確認項目、法人向けサービスの需要側の動向に関する確認項目を確認しています。結果は、記載のとおりとなっております。中間報告時から大きな方向性の変化はございません。

続いて、30ページ目をお開きください。研究開発競争の状況把握について記載しております。こちらは昨年12月に市場検証会議で実施した事業者ヒアリングのヒアリング結果をまとめたものになります。

32ページの(4)にありますとおり、各社からN T Tの研究に係る責務撤廃後のN T Tの基礎・基盤的研究の取組状況の検証に当たっての観点や留意点について説明いただきました。

その内容を踏まえまして、33ページの最後のポツのところになりますが、今後の検証にお

いては、NTTの研究に関する責務撤廃後のNTTの基礎・基盤的研究への取組状況を継続的に把握し、国際競争力強化への影響や我が国の情報通信産業の研究開発力の確保の観点から検証を行うことととしています。

35ページ目をお開きください。電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果の全体像になります。中間報告時点からの差分がある部分につきましては、経営・財務状況及び業務運営・組織態勢のモニタリングの部分と、法令・ガイドラインの遵守状況の確認や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握のうち、情報漏えいリスク、国際情勢を踏まえたサービス提供継続に対するリスク、その他の各事業者において重要リスクとして定めるものへの対応等のモニタリングの部分、電柱の貸与に関する取組の実施状況の確認の部分になります。

それぞれの確認結果の概要は記載のとおりでございますが、中間報告からの差分に当たる部分を中心に説明させていただきます。

36ページ目をお開きください。電柱の貸与に関する取組の実施状況の確認になります。4ポツ目にありますとおり、今後の取組について記載させていただきました。来年度以降も継続して競争指針及び電柱管路ガイドラインに基づき講じられる措置の実施状況について確認を行い、また、電柱の自己利用と他社利用との間で電気通信役務の提供に関して同等性が確保されていない事例の有無やその内容等について把握し、必要な検証を行うとしてございます。

また、そのほかの中間報告からの追加事項といたしましては、37ページのBの太文字の箇所でございますが、NTT東西の社内手続を確認してございます。NTT東西によりますと、利用部門が電柱の利用を希望する場合の社内手続について、利用部門は設備部門が設置するケーブルを使用しており、電柱単体で利用を申請するケースはなく、利用部門が電柱の利用可能になる時期について情報を取得することはないとのことでした。また、設備部門が設置するケーブルの利用に当たっては、他の接続事業者と同様の手続を踏んでいるとのことでした。

38ページ目をお開きください。令和6年度実施のモニタリング概要になります。令和6年度は主要事業者（NTT持株、NTT東西、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）を対象事業者として、「1.各社の業務運営・組織態勢の把握」や、「2.法令・ガイドラインの遵守状況の確認や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握」等を実施しています。

表では、左側にモニタリング項目を、右側にモニタリング結果を記載しています。いずれの項目につきましても、各社とも昨年に引き続き対応しているところを確認しております。また、昨年からさらに取組を強化しているといったことも併せて確認できた項目がございます。

まず、「1. 各社の業務運営・組織態勢の把握」の「(1) 法令等遵守体制」、「(2) リスク管理態勢」につきましては、各社とも内部監査部門等にて態勢の監査を実施していることを把握し、令和6年度の従業員研修受講率は、各社とも原則100%との回答を受領しています。

「(3) 危機管理態勢・BCP対策」につきましては、他社において発生した不祥事を踏まえて、監査の強化やサプライヤーとの契約内容の強化等、自社体制の見直しの実施を確認しております。

続いて、「2. 法令・ガイドラインの遵守状況の確認や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握」の「(1) 情報漏えいリスクへの対応」につきましては、各社とも整備した情報管理態勢に基づき、情報漏えいリスクに対応していることを把握いたしました。

また、「(2) 国際情勢を踏まえたサービス提供継続に対するリスクへの対応」といたしましては、各社とも整備した体制に基づき対応していることを把握しております。

「(3) その他各事業者において重要リスクとして定めるもの」につきましては、各社とも、市場環境の急激な変化や他事業者との競合等のリスクを重要リスクと位置づけ、リスクに応じた対応策を実施しているといったところ把握しているところです。

「3. 重点ポイント」のうち、「子会社その他の業務委託先の業務の適正性を確保するための態勢整備・連携の状況」につきましては、昨年度に続き、各社とも、業務委託先はグループ内外で一定数が存在しているといったところや、設備関連業務の委託割合については、グループ外企業に対する委託割合のほうが高いといったところ、また子会社等その他の業務委託先の業務の適正性確保については、適時、態勢整備の見直しを実施していることを把握いたしました。

今後の対応といたしましては、矢印の部分となりますが、設備関連業務委託は、グループ外企業に委託する割合が高い事業者も見受けられるところ、委託先の企業に関する個別の問題が電気通信役務の円滑な提供に影響を及ぼさないよう、グループ内企業と同様にグループ外企業に対する監査体制も重要であるため、各社の子会社その他の業務委託先を含めたガバナンスにつき、引き続き注視してまいりたいと考えてございます。

そして、「サプライヤーとの取引状況（物価高騰情勢を踏まえた価格転嫁等）」につきましては、昨年度と比較し、各社ともさらなる価格転嫁の取組体制を構築し対応していると回答するも、中小企業庁の価格交渉／転嫁に係る調査において「通信」の順位は低迷しているといったところを把握しました。

その上で、今後の対応としては、矢印の部分となりますが、定点的なヒアリングを通じて、各社における価格転嫁の取組の実効性を引き続き注視したいと考えています。

39ページ以降は、各モニタリング項目の結果概要をつけてございます。また、46ページ目以降は、各モニタリング項目の各社の取組の概要をまとめています。

43ページ目をお開きください。今後取り組むべき課題等をまとめています。

まず、市場動向の分析についてです。移動系通信市場につきましては、携帯電話向け通信サービス市場においてMVNOのシェアが伸びるなど、競争状況が変化しているため、今後継続的な分析が必要であるとしています。また、各社からの新たな料金プランの提供等の動きも踏まえ、MNOの廉価プラン等への移動を含めたMNO・MVNOの利用者の動向については、今後も注視していく必要があるとしています。

固定系通信市場につきましては、固定系ブロードバンド市場において、FTTHの増加に加え、5Gや地域BWAを利用したワイヤレス固定ブロードバンドサービスといった比較的新しいサービスが開始され、固定系ブロードバンド市場をめぐる市場関係に大きな変化が生じているとしています。このため各事業者のサービス間での顧客の移動状況、各事業者のサービス間の代替性に係る認識などに関して、引き続き注視する必要があるとしています。

法人向けサービス市場につきましては、引き続きネットワークの提供に着目した移動系通信市場と固定系通信市場を注視するとともに、ネットワークが単体で提供される場合と、ネットワークとソリューションがセットで提供される場合があることを想定した、用途ごとの横断的な市場を注視するとしてございます。

また、オンプレミスシステムとWANサービスの組合せからクラウドサービスとインターネットの組合せへの移行状況につきましては、クラウドサービスの拡大による法人向けサービス市場への影響として、継続して注視するとしています。

研究開発競争の状況の把握につきましては、来年度以降も引き続き、主要な電気通信事業者における研究開発の状況について把握を行っていくとしています。

44ページ目をお開きください。次に、業務の適正性等の確認関係での今後取り組むべき課

題等になります。

まず、来年度以降も継続して、禁止行為規制等に反する行為がないか、客観的・定量的なデータに基づく検証を実施しつつ確認を行い、また、NTT東西やNTTドコモにおける禁止行為規制等の遵守のための対応に関し、継続的に確認を行っていくとしています。

また、令和6年度における未指定事業者の実態把握の結果を踏まえすと、現時点におきまして、未指定事業者に対し、禁止行為規制に係る制度の見直しを要する具体的な課題は見受けられませんが、引き続き、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について把握・検証するため、アンケートにより情報収集を続けるなどにより注視するとしています。

4ポツ目では、来年度以降も継続して、電柱の貸与に関する取組実施状況について確認などを行うとしています。

5ポツ目以降がモニタリング関係になります。まず、リーガルチェック体制、従業員の教育体制、リスク管理態勢につきましては、想定どおり機能しているか、引き続き注視するとしています。

また、各社が実施する子会社等の業務の適正性を確保するための態勢整備状況、定期監査の実施状況及び本社と子会社との連携状況につきまして、引き続き注視しつつ、各社の子会社その他の業務委託先を含めたガバナンスについて、注視するとしてございます。

さらに、事業者において、価格転嫁に向けた取組体制は構築されているものの、昨年度に続き、中小企業庁の価格交渉／転嫁に係る調査において「通信」の順位は低迷していることから、価格交渉の状況や価格転嫁の諾否状況について定点的なヒアリングを通じて、各社を頂点としたサプライチェーン全体の好循環に向けた価格転嫁の取組の実効性を引き続き注視するとしています。

事務局からの説明としては以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの議題1に相当するものですが、市場検証の結果についてというところについて、ぜひ構成員の方々から御意見、御発言いただければと思います。御発言希望の方は、チャット欄に御発言の意思のほうをお伝えいただければ指名させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、永井構成員、お願いいたします。

【永井構成員】 取りまとめをありがとうございました。

今回の重点検証項目でありますポイント経済圏についてですが、前回、この会議が5月にあった後、市場に大きな影響を与え得る動きがあったと認識しております。具体的には、ソフトバンク、Pay Payと三井住友カードの業務提携や、NTTドコモと住信SBIネット銀行の資本提携といった動きがありました。これらは、ポイントだけというよりは決済であるとか、もう少し広い範囲での動きであると思いますが、タイミング的に、このレポートをこれから出すという中で、かなり大きな影響のようにも思います。今回取りまとめなので、これからそこを深掘りするということではないとは思いますが、そこは今後の展開として言及するのかなということも含めて、影響はあり得るのかなというように感じました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。おっしゃるところはあると思います。

そのほかの構成員の方、いかがでしょうか。

それでは、森構成員、お願いします。

【森構成員】 森です。御説明ありがとうございました。大変分かりやすくおまとめいただいたと思います。

中間のときにお話ししたことと同じことをまた申し上げるかと思うのですが、1つは、4ページ目のポイント経済圏のところですが、理論的にどうかということはあると思うのですが、4ポツとか5ポツのところ、ポイントが排他的なものではないということが書かれていまして、それは全くそのとおりではあるかと思いますが、排他的でないからといって過度な囲い込みがなされていないと言えるのか、排他的でないことがどのぐらい囲い込みとの関係で意味があるかというのは少し疑問があると思っています。やはり圧倒的な競争力のあるサービスが経済圏の中にある場合、例えばECモールだといったしますと、そこで使えるポイントが例えば携帯電話でたくさん出るということになりますと、「じゃあ携帯をそっちにするか」ということになるかと思っています。

これは、排他的であるかどうかということとは関係なく、非常に強いサービスを持っていて、そこでそのポイントが使えるということが囲い込みのパワーになっているわけですので、排他的ということをごまかすかというのは、少し疑問があるかなというように思いました。それが1点目でございます。

2点目は、6ページの代替性のところです。事務局の御説明でも10%の値上げ、SSNIPの考え方でいいかどうかについては、いろんな意見があったけれどもということがありました。私も全くそうだと思っておりまして、今の状況を考えると現実的でないような感じ

も少ししております。もう一つは、価格についての比較というものが必ずしもうまくできないというのが通信分野の特徴ではないかと思えます。うまくできないというのは、消費者から見て、いろんな組合せであったり、割引プランであったり、いろんなものがありまして、どこにつられるかという実質ゼロ円みたいな、そういうインパクトでつられていて、代替性の問題とそれとは違うということなのかもしれませんけれども、私はあまり専門性がなからなのかもしれませんが、このようなSSNIPが代替性分析において、固定系であれ、移動系であれ、実際の通信サービスに果たしてどのぐらい効果があるのかなというのは疑問に思っているところです。

以上です。ありがとうございました。

【大橋座長】 御指摘ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしければ、欠席の構成委員からも何かコメントをいただいているということですので、そちらのほうを事務局に御披露いただくのもよろしいですか。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

本日御欠席でございますけれども、中尾構成員からのコメントを代読させていただきます。

5ページについて、携帯電話サービス契約・継続に対する複数サービスの影響についての表記の改善をありがとうございます。理解しやすくなったと思えます。

また、6ページ以降について、代替性の議論に関して、10%以上、10%未満の詳細な定量結果を併記いただきありがとうございます。今後も、そのように表記いただけるとよいと思えます。

以上となります。

【大橋座長】 ありがとうございました。

そのほか御指摘あればと思えますけれども、どうでしょうか。

それでは、西村構成員、お願いします。

【西村構成員】 中央大学の西村でございます。

おまとめありがとうございました。非常に示唆的な部分までまとめていただいたと思っております。3点、申し上げたいと思えます。

1点目は、4枚目のところで、既にポイント経済圏についての御議論があったかと思えます。確かに排他的なサービスとはなっていないということで、やはり排他性というのも考慮

要素の一つではありますが、それだけをもって過度な囲い込みがなされているかどうかというのは、やはり評価の問題にもなってまいりますので、例えば6枚目の代替性の最後で記述していただきましたとおり、「上記の評価に加え、価格以外の要素についても」ということなので、もちろん代替性の分析で、このようなSSNIPの分析であるとか、あとはポイント経済圏で排他性の観点というのは、あくまでも一つの考慮要素というふうに理解すべき点を強調したほうがよろしいのかなと思った次第でございます。

2点目でございますけれども、法人向けサービスの29枚目まで飛んでいただきますと、クラウドサービスの重要性は今後とも拡大していくというようなことだと思います。ただ、単なるソリューション、それからネットワークだけではなく、クラウドサービス全体の重要性をどのように評価していくかというのが今後も重要になってくるかと思っておりますので、クラウドサービスの提供事業者の実態の把握が求められてくるものと思っております。

最後、3点目でございます。特に電柱に関するところで、37枚目でございます。少し気になったところでございますけれども、やはり貸与申込み手続の公表というのは、ガイドライン等で実施されることとされているということで、事業者の皆様もホームページ上等で公表されているかと思っております。

その一方で、電柱の貸与状況の公表に関しては、NTT東西含む15社が公表していなかった理由は、報告書本体に書いておられるのかもしれませんが、やはりこの点は望ましいというように競争指針でも書いておりますので、この実施をお願いできるように、方向性として持っていただければなというように感じた次第でございます。長々と失礼いたしました。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

高口構成員、お願いします。

【高口構成員】 ありがとうございます。先ほどから少しコメントに出ています代替性のところでは、私もコメントを申し上げたいと思います。前回の会議でも議論になったところかと思えますし、先ほど森構成員などからも指摘がありましたが、確かに、こういう通信サービスというのは、一瞬一瞬でサービスを切り替えていく性質のサービスでもないですし、価格が消費者にとって分かりにくい部分があるといったところを考えると、このSSNIPテストだけをもって代替的かどうかとか、同じ市場とみなすべきかどうかというのを判断するのは確かに早計というか、ほかの観点からも分析する必要があるというのはもっともだと思います。

もちろん、今、御指摘いただいた構成員の先生もSSNIPテストが無意味ではないということは、当然、前提の上で御指摘いただいたというふうに私も認識しているのですけれども、今回こういうテストをやってみて、ほかのサービスとの比較が初めて可能になったり、代替性を分析する最初の一步にはなったりしているというように思います。

まずは、一般的に市場を画定する手法としてスタンダードなものを適用してみたということでは意味があると思いますし、これと今度実態を比較して、本当に消費者がこういう通信サービスについては料金体系が分かっていないとか、価格についての認識が必ずしも理解できていないみたいなどころがあるとすれば、それは分析手法が問題というよりは、理解できていないという実情のほうが問題になるので、それをどう解決するかということの議論の材料になるかと思います。

前回の会議、また今回の会議で、いろいろな先生方から御指摘いただいたところも含め、SSNIPテストプラス、そこでは把握し切れない部分を補足するといったような観点で、これからも検討していかれるといいのかなというふうに思いました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

おおむね手が挙がっている構成員の方々からは御発言いただいたという認識ですけれども、もし御発言の希望あればと思いますが、大丈夫そうですか。ありがとうございます。

おおむねコメントが多かったと思いますけれども、もし事務局のほうから何か御感触等あればいただければと思います。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

構成員の皆様、コメントをいただきまして、ありがとうございます。それぞれについて、簡単にではございますけれども、コメントさせていただけたらと思います。

永井先生におかれましては、ポイント経済圏の関連で様々なニュースがあったというところを御指摘いただきまして、この分野は非常に動きが速い部分があり、何か月か前においてポイント付与していたものが急に少し変わったりといったものがあつたりするところですので、そういったところに対して引き続き注視していきたいというように考えているところでございます。

続いて、ポイント経済圏関連では、森先生から排他的でないことがどのぐらい囲い込みとの関係で意味があるか疑問があると御指摘いただき、西村先生からは排他的な部分は考慮要素の一つであろうというところを御指摘いただきましたので、表現ぶりを検討させてい

ただけたらと考えているところでございます。

また、6ページのSSNIPのところ、森先生からSSNIPというものが、この分野の代替性判断に当たってどれだけ有用なのかというところを御指摘いただき、高口先生からはあくまでも一つの手法であって、それプラスアルファの検討が必要になってくるだろうというところを御指摘いただきましたので、その点についても今後検討していきたいと考えているところでございます。

そして、西村先生からクラウドサービスについては、今後、提供事業者の実態把握が求められるというところで、今後の検証に当たって検討させていただけたらというように考えています。

最後に、電柱に関して、37ページの対応状況の公表について実施が望ましいとされているのであるから、その実施をお願いしていこうというところを御指摘いただいたところでございます。おっしゃっていただいたとおり、NTT東西は公表してないというところではあるのですけれども、その一方で、こういった形でアンケートを取ったことで、NTT東西からは、現在公表していないものを今後可能な範囲で公表していくというような形で動きを見せていただいているところがございますので、こういった実態把握を通して、少しずつ取組を進めていけたらと思っているところでございます。

事務局からは以上となります。

【大橋座長】 ありがとうございます。

構成員の方から様々御意見いただいたところですが、まず、私から申し上げますと、報告書案で600ページを超える資料でございます。電気通信事業分野における市場動向の分析及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認と把握ということで、双方について、事務局に大変御尽力いただいてまとめていただいたことに私からも感謝申し上げたいと思います。

今回、構成員の方々から大変幅広い御意見いただいております。私、どれももっともだというように思うところです。事務局のほうからも、今、表現のほうを直すところはしっかり直していくというふうな御指摘をいただいたところでございます。

他方で、この市場検証の結果について、特段、内容に異論を唱えるというような御意見はなく、そういう意味では、おおむね御賛同いただいたというような受け止めしております。

もし御異論ないようでしたら、こちらのほうについては、今後セットするに当たって事務局と調整する必要はありますけれども、取りあえず文言の修正等あるかと思いますが、そうした点は座長に御一任いただいて進めさせていただければ効率的かと思うのですけれども、

構成員の方で御異論ある方はいらっしゃいますでしょうか。

【荒牧構成員】 異議ございません。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、御異論ないようでしたら、そちらのほうで進めさせていただいて、もし大きな変更があれば、皆様に事前にお伝えさせていただくということで進めさせていただければというふうに思います。

ここまで、事務局はもとよりですが、構成員の方々にも大変御助言いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、議題の2つ目、今後の市場検証についてということで、これも事務局のほうから、まず御説明のほうをお願いいたします。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

資料45-3に基づき、今後の市場検証について、御説明させていただきます。

1 ページ目をお開きください。本年の通常国会で成立いたしました電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律の概要となります。記載のとおり、ユニバーサルサービスの確保に加えて、公正競争の確保などの点について改正がなされているところでございます。公正競争の確保という点では、NTT東西の県域業務規制を撤廃するなど、業務範囲の規制を緩和するとともに、2 ポツ目にありますとおり、公正競争ルールの強化も行っているところでございます。

市場検証の関係につきましては、次のページを御覧いただけたらと思いますので、2 ページ目をお開きください。

こちら、「5. 事後検証の実施」のところで、従来の市場検証を電気通信事業法の下で法定化し、規制の遵守状況や競争状況について、審議会の場で検証するとされております。あわせて、審議会の勧告制度も導入されることとなります。

このような内容を含む改正法が今年5月に成立しておりまして、事後検証につきましては、公布の日から起算して3か月を超えない範囲で施行することとなっており、それが8月となりますので、準備を進めさせていただいているところになります。

3 ページ目をお開きください。法定化された市場検証について、まとめております。

1 ポツ目にありますとおり、公正競争の確保を徹底するとともに、市場環境の変化に対応して制度・施策等の見直しを迅速に実施できるようにするため、競争環境や規制の遵守状況等について、総務省が毎年、審議会の有識者の意見を聞きながら検証する仕組みを法定化し

たというところになります。ここで言う審議会とは、情報通信行政・郵政行政審議会を指すこととなります。

また、改正電気通信事業法による市場検証の流れを示した図をスライド下部に載せさせていただきます。図の左端に「実施方針の策定」と記載がありますとおり、法律上、実施方針を審議会に諮問することとなります。この実施方針とは、現状の市場検証会議における基本方針と年次計画を統合したものをイメージしていただけたらと思います。

この実施方針につきまして審議会で議論を行い、答申を得ましたら、その実施方針に基づいて調査を行い、評価を取りまとめることとなります。その評価につきましても諮問事項となっております、諮問して答申を得てまとめるということになります。

そして、図の右端にありますとおり、この評価の結果を活用して、制度・施策等の見直しを行うということを法律上定めております。

4ページ目をお開きください。改正電気通信事業法の関連条文を参考まで載せております。第167条の3第2項で実施方針を策定するとしておりまして、第4項で、評価結果を制度見直しに活用すると定めております。

また、第169条で、実施方針と評価につきましては、審議会に諮問するものと定めております。この新しい枠組みの下での検証を令和7年度の検証から進めていくということを予定しております。

事務局からの説明としては以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。市場検証の枠組みが次のステージに移行することの御報告ということだと思います。この点について、今後のことでもありますけれども、ぜひ御意見等をいただければと思います。

こちらのほうも、中尾構成員からコメントをいただいているのですかね。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

中尾構成員から、こちらについてもコメントをいただいておりますので、代読させていただきます。

今後の方針につきまして、モバイル通信に関しましては、国際通信機器ベンダーの通信機器供給を取り巻く状況変化が大きいため、通信事業者の機器調達のエコシステムの評価などの背景情報も、ワーキング新設や他の会議体を活用するなど、市場検証の材料として考えるべきと思われます。

また、2点目といたしまして、パブリッククラウドを利活用する通信事業への移行が市場

に与える影響なども上記と同様に、ワーキング新設や他の会議体などの活用により状況把握をするべきと思われます。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

ぜひ構成員の方々から、今後についていただければと思います。チャット欄にてお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、浅川構成員、お願いします。

【浅川構成員】 日本総研の浅川です。

先ほど御説明いただいたNTT法の一部を改正という話があったと思いますが、市場環境の変化に応じて、NTTの業務、責務を緩和しつつも、見るべきところはしっかり見ますよというところがあるかなと思っていますけど、このしっかり見ますよという部分が市場検証の法定化というところだと私は理解していますので、市場検証会議での検証とか議論というのが、これまで以上に重要になってくるものだなというふうに思っています。

ここも以前からずっと議論していますが、ユニバーサルサービスについて、最終保障提供責務というところで、例えばサービスが最終保障されているかどうかのチェックはもちろんですけれども、さらには不採算地域でのサービス品質そのものが落ちていないことであったり、最速とは言わないまでも、最新技術のアップデートみたいなところまでできているかなど、多分、よりきめ細やかな検証、議論みたいなことは必要になってくるというように私自身思っておりますので、そういった観点からも本年度以降、よりしっかりとした議論、検証が必要になってくるかなというように思っております。

私のほうから以上になります。

【大橋座長】 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

それでは、西村構成員、お願いします。

【西村構成員】 中央大学の西村でございます。御説明ありがとうございます。

私のほうからは1点、お願いというような形で発言をさせていただければと思っております。

今映し出されておりますとおり、改正電気通信事業法、それからNTT法の一部改正というのもございますし、今般、かなり大きな形で制度変化が起こったわけでございます。ぜひ一度、事前説明でも結構でございますが、この場におきまして改正法全般の説明を頂戴でき

ればと思っております。

こういった制度の枠組みが変わった中で検証すべき論点というのも、そこから新たに出てくる、また変わってくるということもあろうかと思っておりますので、ぜひ御一考いただければと思っております。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続いて、田平構成員、お願いします。

【田平構成員】 ありがとうございます。東京都立大学の田平です。御説明ありがとうございます。

事後検証の実施のところに関連して少し思ったところですが、先ほど御意見も出たかと思うのですが、いろいろ検証しなければいけないという面と、他方で事業者側のいろいろな回答に対する負担というところもあるので、ポイントを絞ったり、濃淡をつけたりすることがより重要になってくるのかなというように思った次第です。

その点で、先ほど、そもそもの前提としての理解が必要という西村構成員の御意見に賛同しますし、そのうえでポイントを絞ることや、強調することが大事だと思った次第です。

以上です。ありがとうございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続いて、林構成員、お願いします。

【林座長代理】 すみません、参加したという御連絡で、ごめんなさい。

【大橋座長】 失礼いたしました。

【林座長代理】 一巡してから発言があればお願いしたいと思います。

【大橋座長】 荒牧構成員、お願いします。

【荒牧構成員】 荒牧でございます。御説明ありがとうございました。

先ほどのパートと一緒にコメントを申し上げたいのですが、今回のレポートは、N T T法の見直しであったり、N T Tグループの再編があったり、いろんな環境変化の中で市場全体の動向や、検証事項を網羅的に非常によくまとめられていると感じておりますが、その一方で、冒頭のほうで永井先生からも御指摘ありましたように、ポイントの部分の変化、あるいは、それにかかわらず、事務局の方からも御説明ありましたように、とにかく昨今、様々な経営環境の変化のスピード感が非常に速いわけです。今後も、1か月、2か月という期間があれば、例えば市場でT O Bが起きたり、予想しないダイナミックな動きも含めて、

いろいろなことが考えられます。

報告書について、議論を始めてからまとめ上げるまでもそうですし、これを印刷して出てくるのが8月や9月頃だと思うのですが、まとめた後にもかなりのタイムラグがあるわけで、紙の印刷本が納品されたときに、中身的にいろいろなものがアップデートされていないというのは、もちろん基準日はあるのですが、こういった価値のあるレポートとしては、何らかの形でトピックスというか、最新の状況に何かしらの簡単な言及、頭出しのような形でできるとよりいいのではないかと考えております。

イメージとしては、例えば各企業が決算で出している有価証券報告書がありますけれども、提出するまでに数か月あるわけで、その間に起きた大きな出来事とか影響とか、そういったものは全て報告することになっています。そういった考え方も、大変だとは思いますが、今後徐々に取り入れていくというのが報告書全体としての価値向上という意味では、少し検討の余地があるのではないかなと思った次第です。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。報告書の目的に照らしてどうかということなのかなと思います。

ほかにかがででしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

もし、事務局のほうから何かこの時点でコメント等あればと思いますけれども、いかがでしょうか。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

皆様、コメントいただきありがとうございます。こちらにつきましてもコメントをさせていただきます。

中尾先生や浅川先生などに、新たな検討の枠組みになるのに合わせて、今後の方針としてこういったものも考えていくべきであろうといったところですか、より細やかな検証をしていくべきであろうといったところをコメントいただきまして、今後、新たな枠組み、法定化した市場検証を実施していくに当たって、いろいろと御助言を引き続きいただきながら事務局として進めていきたいというふうに考えておりますので、御助言を引き続きお願いできればというふうに考えているところでございます。

また、西村先生のほうから改正法全般につきまして、説明をお願いしたいということがございましたので、その点については検討させていただけたらと考えています。

最後、荒牧先生のほうから御指摘ありました、報告書を出すに当たって、少し時間がかか

るといったところは、いろいろと手続の関係もございまして、そこを省略化することは難しいので、これをどういう形で活用していくべきなのかという観点から検討させていただけたらというように考えているところでございます。

事務局としては以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

本日御用意させていただいた議題のほうはここまでですが、電気通信市場検証会議という形での開催が今回で最後ということでございます。

そういうことで、せっかくの機会ですので、各構成員の方々からご所感含めて一言いただけるといいのかなというふうに思っているのですが、差し支えなければ五十音順、名前の順でお呼びいたしますので、いただけるといいのかなと思っています。

まず、よろしければ、浅川構成員のほうからお願いします。

【浅川構成員】 「あ」ということで、最初にすみません。改めまして、日本総研の浅川です。

私は、多分、2016年頃から参加させていただいていると思うのですが、10年近く経っているかと思うと、少々驚きですが、私自身、構成員として参加させていただきながらも、特に行政とか法律面とか知見があるわけではなくて、いつも先生方に勉強させていただくばかりで、ほとんどお役に立てず恐縮していますが、検証会議の趣旨自体は、審議会の下で存続と伺っていますので、今後、ますますの意義深い議論、検証が続くことを祈念しております。どうもありがとうございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続いて、荒牧構成員、お願いできますでしょうか。

【荒牧構成員】 荒牧でございます。

私は、比較的まだ日が浅く、2年も経っていないのではないかなという感じですが、その間も何回か欠席した会もございまして、そういう意味では、十分にお役に立てなかったのではないかなという思いで大変反省しております。ただ、個人的にも、この分野に関連する会社の社外役員をやっている関係もございまして、こういった分野のいろいろな分析、全体像の把握とか、そういった情報に触れられたということは個人的には大変勉強になりました。

新しい体制のほうでも参加させていただくことになっておりますので、なるべく今後、出席回数を増やせるように努めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしく願いいた

します。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続いて、高口構成員、お願いできますでしょうか。

【高口構成員】 静岡大学の高口です。

私は、この電気通信市場検証会議は、途中の2019年から構成員として参加させていただきまして、6年ほど勉強させていただきながら、必死に頑張っただけ追いついてきたというようなところではあります。

ただ、この市場検証会議の前身の競争評価と言われている2009年ぐらいから、個人的には市場の検証ということを見続けておりました、やはり市場の変化というのは年々激しくなっているのかなという実感があります。今後、法定化された下で新たにまた市場をしっかりと検証していくということですので、これからの新しいサービスの登場とか、市場の変化に対応できるような検証がなされることを期待しております。どうもありがとうございました。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続いて、田平構成員、お願いできますでしょうか。

【田平構成員】 東京都立大学の田平です。

建設的な意見を申し上げることであつたりとか、なかなか貢献できずに本当に申し訳なかったところではありますけれども、貴重な機会に参加させていただけて、構成員の先生方の御意見に学ぶところも多く、また事前のレクなども含めて、事務局の皆様大変お世話になって感謝しております。

コロナの少し前に参加させていただいたということで、それ以降、コロナ等々もあってオンライン会議でということになったので、結果的に直接お目にかかれないままの先生もいらっちゃったということで残念に思うところもありますけれども、また引き続きの機会で意見交換等々させていただければというように思いますし、当初、参加させていただいた頃よりも、内容としても、ボリュームとしても非常に多くなっているということで、いろいろ課題があるなというようにも感じましたので、また引き続きどうぞよろしくお願いたします。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続いて、永井構成員、お願いできますでしょうか。

【永井構成員】 私は、2年ほどになりますが、大変興味深く参加させていただきまして、ありがとうございました。

引き続き私も、こういった分野に近いところで仕事をしていきたいと思いますので、今後も興味深く拝見していきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

【大橋座長】 続きまして、西村構成員、お願いできますでしょうか。

【西村構成員】 中央大学の西村でございます。本市場検証会議には最初の段階から参加させていただきまして、様々に法改正、それから実態把握の両輪といった重要性を再認識している次第です。

今後も次の組織体という形での発展、特に今回のように財務状況等、ガバナンスを含めた検証項目も新たに入ったということで、日々、この事業分野における理論的な、そして実態的な把握というものに、さらに努めていければと考えております。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございました。

続いて、林構成員、お願いします。

【林座長代理】 林でございます。すみません、今日、出席が大変遅くなりまして、大変失礼いたしました。

この検証会議については、私も最初期から参加しておりまして、かつ検証会議の前の競争評価の会議から末席を汚していたわけですけれども、先ほど御議論ありましたように、この検証会議という会議体は、これまでは法令上の設置根拠があるわけではない、言わばバーチャルな組織だったわけですけれども、通信市場の競争評価という非常に重要な仕事、ミッションをするに当たって、受皿となる評価の主体について、何がしか法令上の根拠を与えるべきではないかということは私自身、常々思っておりましたし、その旨発言してまいりました。

今回、新たな競争評価の座組みが審議会の下に置かれて、法令上の根拠を与えられたということは継続的な競争評価にとって大変心強いというように思っております。

今後、通信市場の競争的な規制も、昔のガチガチな事前規制から事後チェック型に、徐々にではありますが、転換していく方向性になっていくのかなというように思います。その意味では、この市場検証会議、そして後継の会議で都度競争評価をして、アクチュアルな競争状況をモニタリングするということが非常に重要であるというように思います。

その際、市場検証会議というのは専門家の会合ですので、どうしても議論も専門的・技術的にならざるを得ないわけですが、議論は専門的であると同時に、競争評価のありようというのは、通信を使うユーザー一人一人の、あるいは国民一人一人の生活に直結するものでもありますので、競争評価の議論のありようについては、業界関係者や専門家のみならず、国民、あるいはユーザーの一人一人に分かりやすいような形で、広く関心を持っていただけるように、見せ方を工夫していくということは、併せて大事なのかなというふうに、この間の議論に携わりましてかねがね思っていたところです。

いずれにしても、この間、事務局、それから構成員の先生方をはじめ、多方面の関係者の方々にいろいろ御指導、御教示いただきましたこと、本当にありがたく存じますとともに、これからも引き続き、この競争評価の座組みというものが発展することを大変期待しております。どうもありがとうございました。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続いて、森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。私もかなり早い段階から、こちらでお世話になっておりましたけれども、私、本当に素人中の素人でございます、まず法律家であるということが一つと、しかも競争法ではないということございまして、例えば消費者保護ですかデータ保護とか、そういうことは多少分かるのですけれども、全く畑違いで呼んでいただきまして、何が問題であったかという、市場というものが全く分からない。それは、競争法的にもそうですし、経済学的にも分からないということなので、それにもかかわらず市場検証に入れていただいて、大変勉強になりましたけれども、さすがに素人でございますので、貢献度は著しく低かったのではないかと思います。

私のほうでは開き直っていて、先生方がおっしゃること、事務局がおっしゃることで、「ああ、なるほど、そんな問題があるのだな」と思いまして、これはどうでしょうか、これはどうでしょうかと、手元にあるものを何でもかんでも貢献できないかと思って投げるわけですが、全く関係ないものもいっぱい投げたと思います。それにもかかわらず温かく拾えるものは拾っていただいたと思います。

例えばですけれども、SNSは両面市場であるみたいなことを言います。SNSは広告配信事業者であると同時に、他方で消費者に対して無償でSNSサービスを提供していて、この状態をもって両面市場と言いますけれども、私は、そういうお話を聞いたときに非常に大きな違和感ありました。どう考えても、消費者サイドの無料サービスのことを市場だと思え

ないのです。それは私の理解不足によるものだと思いますけれども、かなり違う世界の見方をしている中で、この問題はどうかということ、いろいろ関係ないものも含めてポイポイ投げた。保護された九官鳥のようになって、これはどうでしょうか、これはどうでしょうかとやってきたわけでございます。

ですので、例えば固定系通信市場とか移動体通信市場とか言われると、かなりよく分かるのですけれども、法人向けサービス市場とか言われると、それが何を指しているのか分からず、かつ、そこにおける競争みたいなものをどう考えるのかということ、若干用語というか、ターミロジーも違うわけでございます。今回ですと、オンプレとクラウドとか、そういうことは私も日常的に使う言葉なのですけれども、データセンターとか通信とセットになったものとしては、私の場合、そこにCDNというものが非常に大きなプレーヤーとして入っているわけでございますので、そういうものをどこで話しすればいいのかなというのは分からないということがありました。

やはり概念的なマッピングの違いみたいなことで、私の専門分野と市場検証においては少しミスマッチがありまして、それが、もしかしたら一部お役に立てたこともあったと思いますし、もしかしたら関係ないことを言っていたということもあると思います。

そんな中で、特に私が興味を持っていたのは中立性でございまして、やはり通信の世界というのは、非常に上位レイヤーに鼻面を引き回されている状況にあると思うのです。なので、みんなでYouTubeを見るというときに、回線事業者は、皆さんにYouTubeを早く見せようとして努力をする、分かりやすく言うと、そういうことが起こります。これからは超人気コンテンツというものは絶対に発生するといいますが、コンテンツは恐らくは少チャンネル化、少なく集中していきだろうと思います。AIによって、特にそうなると思います。

そうなるインターネットの地図が大きく書き換わっていく中で、どうしても下位レイヤーである通信事業者というのは、上位の少チャンネル化に引きずられる形で競争の形を変えていくのではないかなというように思っております。

最後の最後まで九官鳥みたいなこと言って申し訳ないのですけれども、引き続きしっかりと市場検証を行っていただければと思います。ありがとうございました。

【大橋座長】 ありがとうございました。

差し支えなければ私からも一言だけ申し上げさせていただきたいと思います。

御指名ですので、座長という形でやらせていただきましたが、基本的に皆さん、それぞれ

の専門性の立場、専門性がないというようにおっしゃられる方もいらっしゃいましたけれど、この分野に御理解がある中で様々御指摘をいただく形での貢献というのは大変ありがたいです。私は思っていました。

また、事務局は大変献身的に、今回も相当の大部なボリュームのものを作成していただいているわけですが、毎回御尽力いただくことについて、私も本当に頭が下がる思いで毎回やらせていただいたところです。

先ほど林先生からもあったのですが、確かにアドバイザリーボード、そして会議という名称が変わって、今度は委員会になるということです。少しずつ形式的には整ってきているのかなと思います。

他方で、この間に相当程度、資料が厚くなっていった、事務局の作業負荷も恐らく高口先生が携わっていた頃よりは、もう相当な量になってしまったというように思っています。継続することに意義があるものも相当程度あると思いますが、こうした委員会になるに当たって、これまでの定点的な分析、あるいは戦略的に行うべき分析、この辺りは一旦、棚卸しして、メリハリをつけられるのがいいのかなというように思っています。

しっかり通信行政に生かせるような取組を効果的な形で、かつなるだけ限られた資源の中で効率的に進めていただく体制として今後進めていただくことを祈っていますし、ますます市場検証に関わる注目も集まっていくことを強く願っているものでございます。ありがとうございます。

それでは、ひとしきり構成員の方々にも御挨拶いただきましたので、最後に総合通信基盤局の湯本局長から御挨拶をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

【湯本総合通信基盤局長】 総合通信基盤局長の湯本でございます。

まず、大橋座長をはじめといたしまして、構成員の皆様方におかれましては平成28年5月の第1回会合以来、9年以上にわたりまして電気通信市場の検証に御尽力いただきまして、本当にありがとうございました。

市場検証会議は、本日までに計45回開催されたところでございます。言うまでもないことですが、変化の激しい電気通信事業分野の市場動向の分析、また検証、さらには事業者の業務の適正性の確認といったようなことに当たりまして、構成員の皆様方から本当に幅広い視点から貴重な御助言を賜りまして、公正競争の促進、また、利用者利便の確保は大きく前進したと考えているところでございます。

こうした市場検証を通じました規制のPDCAサイクルの取組は、ますます重要性を増

しているところでございます。さきの通常国会で成立した改正電気通信事業法におきましても、先ほど御説明申し上げたとおり、法定化されるに至ったところでございます。

今後、総務省といたしましては、この新たな枠組みの下で、これまで以上にしっかりと取組を充実・強化していきたいと考えているところでございます。

改めまして、大橋座長をはじめといたしまして、構成員の皆様方のこれまでの御尽力に再度感謝を申し上げますとともに、引き続き御指導賜りますようお願いを申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

【大橋座長】 局長、ありがとうございました。

それでは、事務局より連絡事項等あればお願いいたします。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

「電気通信事業分野における市場検証（令和6年度）年次レポート（案）」につきまして、座長と御相談の上で所要の修正を行い、構成員の皆様にも別途お送りさせていただいた後、意見募集を行うことといたします。

意見募集の具体的な日程につきましては、改めて総務省ウェブサイト等で公開するとともに、構成員の皆様にも別途御連絡をさせていただきます。

意見募集で寄せられた御意見につきましては、御意見に対する総務省の考え方等を整理・公表の上、「電気通信事業分野における市場検証（令和6年度）年次レポート」として確定・公表する予定です。よろしくをお願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございました。

それでは、本日、これにて議事は終了でございます。構成員の皆様方におかれましては、改めまして、これまでの御尽力に感謝を申し上げます。

それでは、第45回電気通信市場検証会議のほうを終了させていただきます。本当に長い間ありがとうございました。